



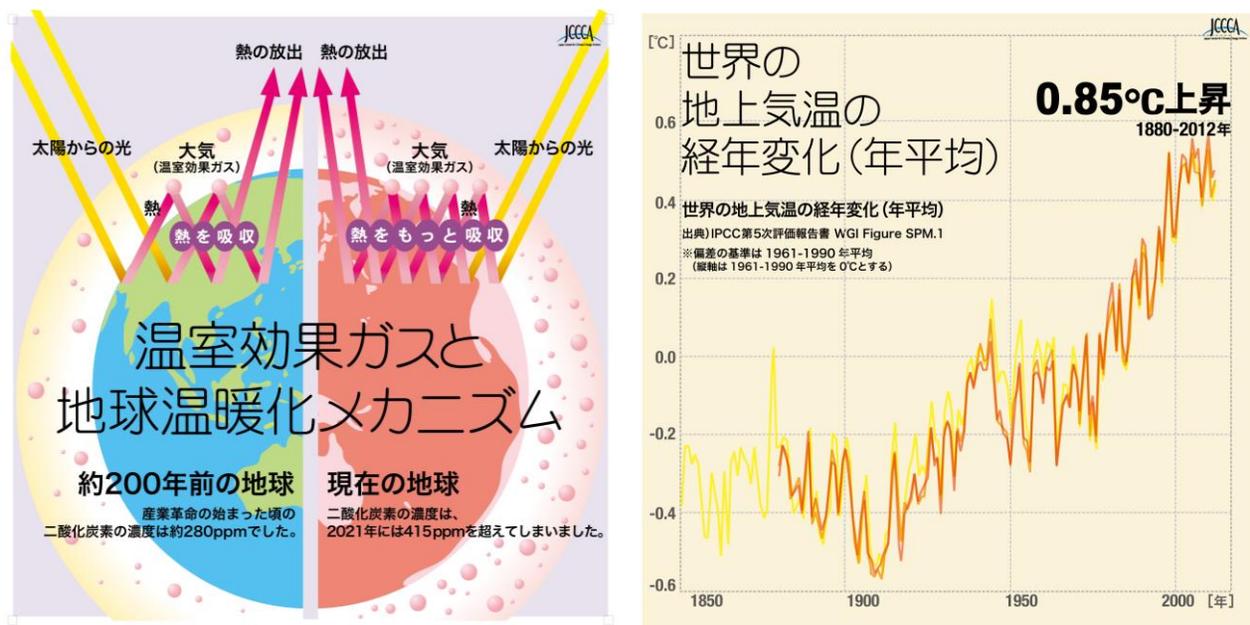
## 第 1 章 計画策定の背景

### 1-1 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇が続くことが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-1 地球温暖化の仕組みと世界の地上気温の経年変化

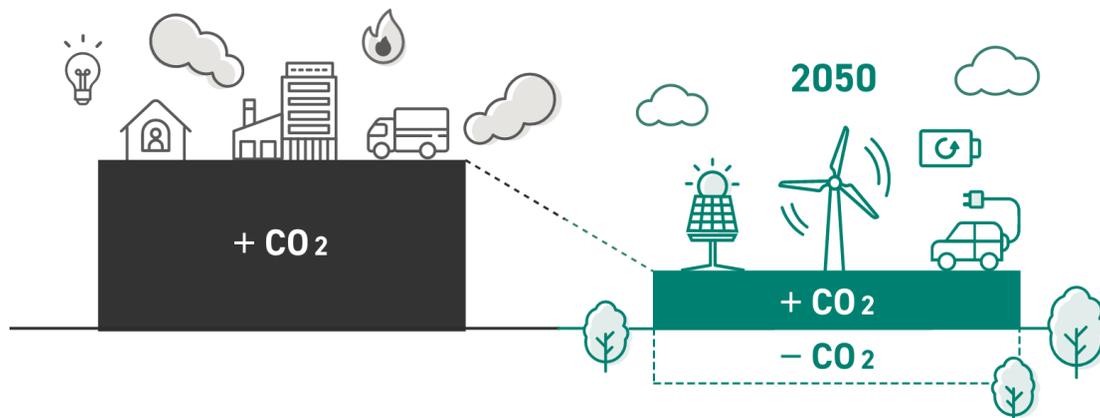
## 1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

### (1) 国際的な動向

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに 2010年比で約 45%削減」し、「2050年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。



出典：脱炭素ポータル

図1-2 カーボンニュートラルのイメージ

また、平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。17の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。

特に、目標 13「気候変動に具体的な対策を」は、地球温暖化と深く関わる目標であり、災害への対策や気候変動に関する教育・啓発等について、世界各国が迅速に取り組むことを求めています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国連広報センター

図 1-3 SDGs 17 の目標

## (2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法(以下「温対法」という。)が施行されました。

温対法では、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

また、令和5(2023)年5月には、GX(グリーントランスフォーメーション)を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(以下、「GX推進法」という。)が公布されました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

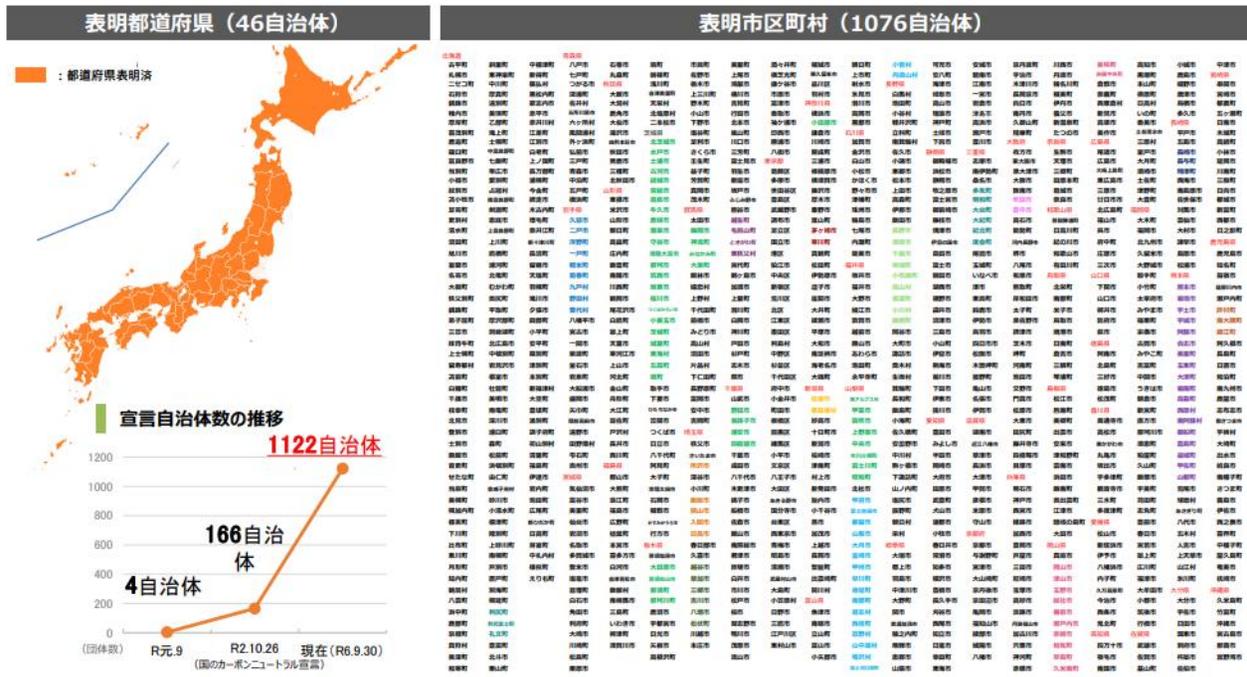
令和6(2024)年9月末現在、全国1,122自治体、埼玉県内では、50自治体が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明している状況です。

# 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2024年9月30日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする**1122自治体**（46都道府県、624市、22特別区、372町、58村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。



出典：環境省

図1-4 ゼロカーボンシティ表明自治体

## (3) 埼玉県の取組

埼玉県では、平成 21 (2009) 年4月に「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定、平成 23 (2011) 年7月に当条例を改正しました。

また、平成 27 (2015) 年度に埼玉県の区域に関する温室効果ガス排出量の削減に関する目標及び目標達成に向けた取組等について定めた「第 2 期ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン(埼玉県地球温暖化対策実行計画(事務事業編))」を策定し、令和 3 (2021) 年度に「第 3 期埼玉県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定、令和 4 (2022) 年度に改正しました。

さらに、令和 2 (2020) 年度には「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)(区域施策編)」を策定し、令和 4 (2022) 年度に改正しました。

## 1-3 宮代町の取組

本町では町および職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「宮代町地球温暖化防止実行計画」(以下、「事務事業編」という。)について、第1次を平成19(2007)年度に、第2次を平成20(2008)年度に策定しました。

また、平成30(2018)年3月には、「宮代町第3次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、令和6(2024)年3月に改訂しています。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による悪影響に対応するため、「宮代町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」を策定します。